



陳情29第32号

藤沢市藤沢字石原谷再開発地域指定についての陳情

陳情趣旨

昭和46～52年標高差40m泥濘軟弱地盤地域一帯を宅地開発認可した。予想人口5万人規模地域計画により、建築敷地100㎡未満が近隣建設されている現状は、看過し難く危機感を覚えます。

流入人口、近隣地スプロール化に歯止めの対策が急務です。

現状認識

地形利用し旧里道を宗教法人が境内地として占有状況にある。

【陳情項目】一覧 現状課題

1. 地域計画として土地整理組合の設立を市に働きかけてください。
2. 地域道路路線網整備計画の立案を市に働きかけてください。
3. 地域情報の共有化は必須の昨今、善行市民センターは前向き対応でなかった。住民意志が、近隣自治会長に反映される、仕組み作りを働き掛けて下さい。
4. 藤沢市議会平成5年2月定例会 議案92で認定した、藤沢市道善行445号線と湘南支局公図とが一致しません。谷に降る唯一の道であり開通が必要です。
5. 同議会が議決した445号線の1/2を測量寄附したのは藤沢市議会への侮辱です。日本土地家屋調査士会連合会会長に損害賠償を要求してください。
6. 当該地に存在する無番地石段の買受け支援を要請します。権利者は隣接地主。
7. 藤沢市道路管理者はs36登記公道4975-3善行445号線の被害賠償して下さい。
 - ・ 所有地5009-1更地返却要求
 - ・ 補償買上地5979-6.7更地返却要求
8. 市政市民会議、故 元議員墓碑銘の削除を、50歳で早世した兄の身内として申請します。費用は議員報酬浄財寄附を募って賄って下さい。
9. 宗教法人に廃道敷払下げで囲繞地となった所有地4999-4の土地整理組合設立支援をして下さい。
10. 囲繞地4999-4に投棄されていた埋設ゴミ5袋を無償回収してください。
11. s53年すみれ団地造成溢水防止雨水L字側溝通水改善と電柱移設して下さい。
12. 藤沢市行政不服審査会平成28年度答申第1号は、信義則違反であり任命者への背任行為です。罷免勧告を働き掛けて下さい。
13. 証拠書面を返して下さい。法令違反者には厳罰を与えて下さい。

【陳情理由】

1. まちづくり，地域づくりは，住民意志で作上げるものと考えます。
 2. 旧和紙公園にはあかみち畔道，アオミチ林道が存在する。計画的路線網は必須です。
 3. 個人情報保護の行き過ぎが指摘される昨今，自治会会長には近隣のつながりを要すと考えます。葉山市政の住民集会在，山本市政でまちづくり委員会と展開した経緯で今般「つながらない道路」報告書を作成し，情報の共有を図りたいと考えた。センター長にも一部手渡し，近隣関係自治会長にも知らせたいと住所氏名教示をお願いした。10日ほしいといわれ出向いた。会長さん達に内容を話したら不要といわれたと，センター宛のハガキ10枚を返された。
 4. 道路河川部道路管理課情報で判明した。H5年2月議会は6940路線を認定しs36年登記市道4975-3.224㎡は90mとなった。幅員2mなら112mのハズ。無登記石段が存在する。s48年造成した共栄興業(株)により築造。s43年4979-1無認可建築した一家6人専用通路。現在居住者は子息，1/2市道カニバリ減歩地を購入。4978-21は旧里道。
 5. 横浜地方法務局に土地家屋調査士法第44条申請済。政治連盟加盟団体は難攻不落である。
 6. 国有財産法分類では普通財産。H14年狹隘道路寄附は供用財産(道路)と認定した。
 7. 沢地崩落陥没地形と公園が一致せず。s30年公園も4979-1で行き止まり接続。s42年藤沢市建設部用地課石井宏一図があり修正できたハズ。s48年共栄興業(株) 図と公園の重ね合わせで明瞭に判別できる。 は補償買上地に擁壁を造ったが接続しない公道に煩悶し50歳で早世した。
 8. 碑は作家 のキャッチコピーである。6期政権の裏方を努めた実績に口は挟めない。当方は事業協定等知るよしもないなかで補償買上た。無番地石段の仕掛けは察知できたと考え。同僚議員による宗教法人払下げも黙認したものだ。浦安市の流動化にみる，災害発生が起り得るまちづくり参加居住者として，身内を亡くした者としても，元議員の墓碑は黙視し難い。現職議員諸兄の，刑訴法239条2項の更なる理解と自覚をお願いしたいと考えます。
 9. s59年藤沢市は宅地で財産取得し，廃道敷として払下げた。境内地のアカミチは市の職掌下にあり，再開 発の財源として旧里道を使いたく総合的視点で整理組合の設立を求めます
 10. 万年堀で囲まれた傾斜角度37°百坪地の個人努力を評価願いく申請しています。
 11. ①造成時の行政指導でL字側溝が敷設されたが勾配が悪く通水せず改善を要す。
②ごみ集積場の中に電柱を移設し抗議した。簡裁の調停に出し話し合い2回目に委員から中止すると一方的にいわれ頓挫している。地域再開発視点で解決支援を求めたい。
 12. 平成28年行政情報開示を求める中で資産税課に「法令遵守と課税賦課の平等」を提出した。行政不服審査法の施行に伴い法務課に廻附され，平成29年3月「申立事実はない」と答申第1号で結論した。法務局登記簿謄本，図面類で証明可能である。
 13. H28年6月法務課へ行政不服審査申請時，事実証拠として謄本，測量図面，年表含む52頁冊子と，8月口頭弁論時17頁，H29年1月には10頁を正副2部計6部を提出した。不服審査法第53条で裁決後の証拠書面の返却に基づき申立て，H29年12月に10頁は受領した。外部流布されていると推測しますが，主張証拠書面の返却を求めます。
- 関係者 ■行政総務課・芳賀。中野啓介には道路管理課不正揭示図書を依頼した。
■審理員 菊池朋恵 ■資産税課 坂間
■道路管理課 芹澤 道路査定図として頒布図は信頼性はない

2018(平成30年)年2月15日

住所 藤沢市本藤沢3-10-2

氏名 岩下 次郎



藤沢市議会議長
松下 賢一郎 様